

オンライン模擬委員会の実施について（案）

1 目的

すべての議員にオンライン委員会を疑似体験していただき、オンライン委員会を行う際の円滑な運営に資することを目的とする。

2 実施の方法

(1) 10月31日及び11月1日の各分科会終了後等に、各分科会のオンライン模擬委員会を実施する。

- ・委員長を除く全委員が委員会室での参加とオンライン参加の両方を体験できるよう、オンライン参加委員を入れ替えた形で、計2回行う。
- ・執行部の出席は求めず事務局職員が執行部役をつとめる。
- ・模擬分科会の流れは次のとおりとする。
 - ① マニュアルの確認（書記から説明）
 - ② オンライン参加者は別室へ移動
 - ③ 議案審査の体験（開会、執行部補充説明及び質疑、委員間討議、討論、採決、閉会）
 - ④ オンライン参加者を入れ替え、上記②③を繰り返し行う

(2) 11月28日の本会議（議案質疑）散会後に、全員協議会室で全議員が参加する模擬のオンライン予算決算常任委員会を実施する。

- ・議長は傍聴議員席にて参加し、執行部の出席は求めず事務局職員が執行部役をつとめる。
- ・理事の一部がオンライン参加する形で行うものとする。
 - ※オンライン参加者はあらかじめ別室から参加
 - ① 進行等について説明、採決方法の確認（議事課長から説明）
 - ② 議案審査の体験（開会、総務地域連携交通分科会委員長報告及び質疑、執行部への補足質疑、委員間討議、討論、採決、閉会）

(3) 模擬委員会は非公開とする。

(4) 実施日程を変更する必要がある場合は、正副議長と関係する委員会の正副委員長が協議のうえ決定するものとする。